

Q2 (LLP(有限責任事業組合)とは?)

LLP(有限責任事業組合)とはどんな組織ですか。

A **ポイント**

創業を促し共同事業を振興するために、有限責任制、内部自治原則、構成員課税の3つの特徴をもつ事業体創設のため、民法組合の特例として「有限責任事業組合契約に関する法律」が制定され8月1日から施行されましたが、LLPは同法による新たな事業体です。

1. 共同事業のための新しい組織LLP制度の創設

海外では、創業を促し、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門人材の共同事業を振興するため、LLP(Limited Liability Partnership 有限責任組合)やLLC(Limited Liability Company 有限責任会社)という新たな事業体制度が整備され活発に活用されています(例えば、アメリカではここ10年間で株式会社が100万社誕生したのに匹敵する80万社のLLCが誕生している)。

【LLPなどの3つの特徴】

有限責任制	出資者全員が出資額までしか責任を負わない。これにより、出資者にかかる事業上のリスクが限定されるので新しいパートナーを求めやすい。
内部自治原則	利益や権限の配分が出資比率に拘束されず、出資者の労務や知的財産、ノウハウを持つ中小企業や個人を高く評価することができ、出資者の動機付けが容易となる。取締役会や監査役などの設置は強制されず、内部組織が柔軟に決められる。
構成員課税	LLPに課税されずに、出資者に直接課税される(損失が出れば各組合員の所得と通算でき、利益が出れば各組合員へ分配された利益に直接課税される。)

ところが、日本にはそのような事業体が存在しなかったため、民法組合の特例として、出資者全員の有限責任制を定めた有限責任事業組合契約に関する法律(LLP法)を制定し、上記の3つの特徴を兼ね備えた新たな事業体制度を整備することとなったものです。

2. 法律のポイントとLLP制度創設により期待される効果

(1) 法律の主なポイント(上記の3つの特徴の他の)

債権者保護規定 有限責任制の導入に伴い、債権者保護を徹底するため、有限責任事業組合契約の登記、財務データの開示、債務超過時の利益の分配の禁止が規定されています。

共同事業要件 LLPにおいては、重要な意思決定の全員一致、業務執行(経営)への全員参加が、組織の前提となる共同事業要件として強制されます。

LLPの契約主体性 LLPは、その組合員の肩書き付きの名義で取引先等との契約を締結することになりますが、その契約の効果はLLPの全出資者に及びます。

LLP財産の安定性 LLPは、知的財産権や不動産を組合財産(含有財産)として所有することになりますが、出資者の個人債権者は組合財産の分割請求や差し押さえはできません。

(2) 構成員課税が適用される有限責任制の事業体制度の創設により期待される効果

LLPが活用されるのは、法人や個人が連携して行う共同事業ですが、有限責任、内部自治、構成員課税の3つの効果によって、ベンチャーや中小企業と大企業の連携、中小企業同士の連携、大企業同士の共同研究開発、異業種の企業同士の共同事業、産学連携、ITや金融の専門技能を持つ人材による共同事業などの様々な共同事業が促され、活性化されるものと期待されています。